

別表第1（第3条、第10条、第16条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法（日本産業規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）

鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 5 4 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 6 5 . 2 (日本産業規格 K 0 1 0 2 の 6 5 . 2 . 7 を除く。) に定め る方法
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下 (埋立て等を行う場所の 土地利用目的が農用地 (田に限る。銅の項及び 別表第 3 備考第 2 号にお いて同じ。) である場合 にあっては、検液 1 リッ トルにつき 0.01 ミリ グラム以下、かつ、試料 1 キログラムにつき 1 5 ミリグラム未満)	検液中濃度に係るものにあつて は日本産業規格 K 0 1 0 2 の 6 1 に定める方法、農用地に係る ものにあつては農用地土壌汚染 対策地域の指定要件に係る砒素 の量の検定の方法を定める省令 (昭和 5 0 年総理府令第 3 1 号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定 する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム 以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号 付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこ と。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号 付表 3 及び昭和 4 9 年環境庁告

		示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「平成9年環境庁告示第10号」という。）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法

1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 4 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 6 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 2 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法

チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる 方法
チオベンカル ブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる 方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定 める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 6 7. 2、6 7. 3 又は 6 7. 4 に定 める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 3 4. 1 (日本産業規格 K 0 1 0 2 の 3 4 の備考 1 を除く。) 若しく は 3 4. 4 (妨害となる物質と してハロゲン化合物又はハロゲ ン化水素が多量に含まれる試料 を測定する場合にあっては、蒸 留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリ

		<p>ットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1c)(注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</p>
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。